

宮城県道路公社										
部	次		課		副参事		技術主幹		設計者	
長		長								
工 事 仕 様 書										
事業年度		令和元年度			工事番号		仙松維第4－1号			
工事名		仙台松島道路 路肩法面防草対策工事 実施 仕様書								
路線名		一般国道45号								
施行地名		宮城郡松島町手樽 ～ 東松島市上下堤 地内								
工期		令和元年 月 日 から 令和2年 1 月 31 日								
工 事 概 要										
別紙のとおり										

工 事		概 要	
路肩法面防草対策工事 施工延長 L=1,118m			
○道路土工 掘削工	V= 95 m3	○縁石工 アスカーブ撤去・新設	L= 1,120 m
法面整形工	A= 1,210 m2	○仮設工 仮設ガードレール設置・撤去	L= 1,010 m
○法面工 防草板工(切土部)	L= 375 m		
防草板工(盛土部)	L= 723 m		
○舗装工 路肩表層工 ポーラスAs(13) t=5cm	A= 1,900 m2		
レベリング工 再生粗粒度As(20) 平均t=7cm	A= 2,240 m2		
○排水構造物工 集水桝嵩上工	26 箇所		
○防護柵工 ガードレール撤去・再設置 Gr-A-4E	L= 723 m		
○道路付属施設工 視線誘導標撤去・設置	N= 55 本		
○区画線工 溶融式区画線	L= 1,120 m		

三陸自動車道

令和元年度 仙松維第4-1号
仙台松島道路肩法面防草対策工事
L=1,118m

18.3km

松島大郷C

松島北C

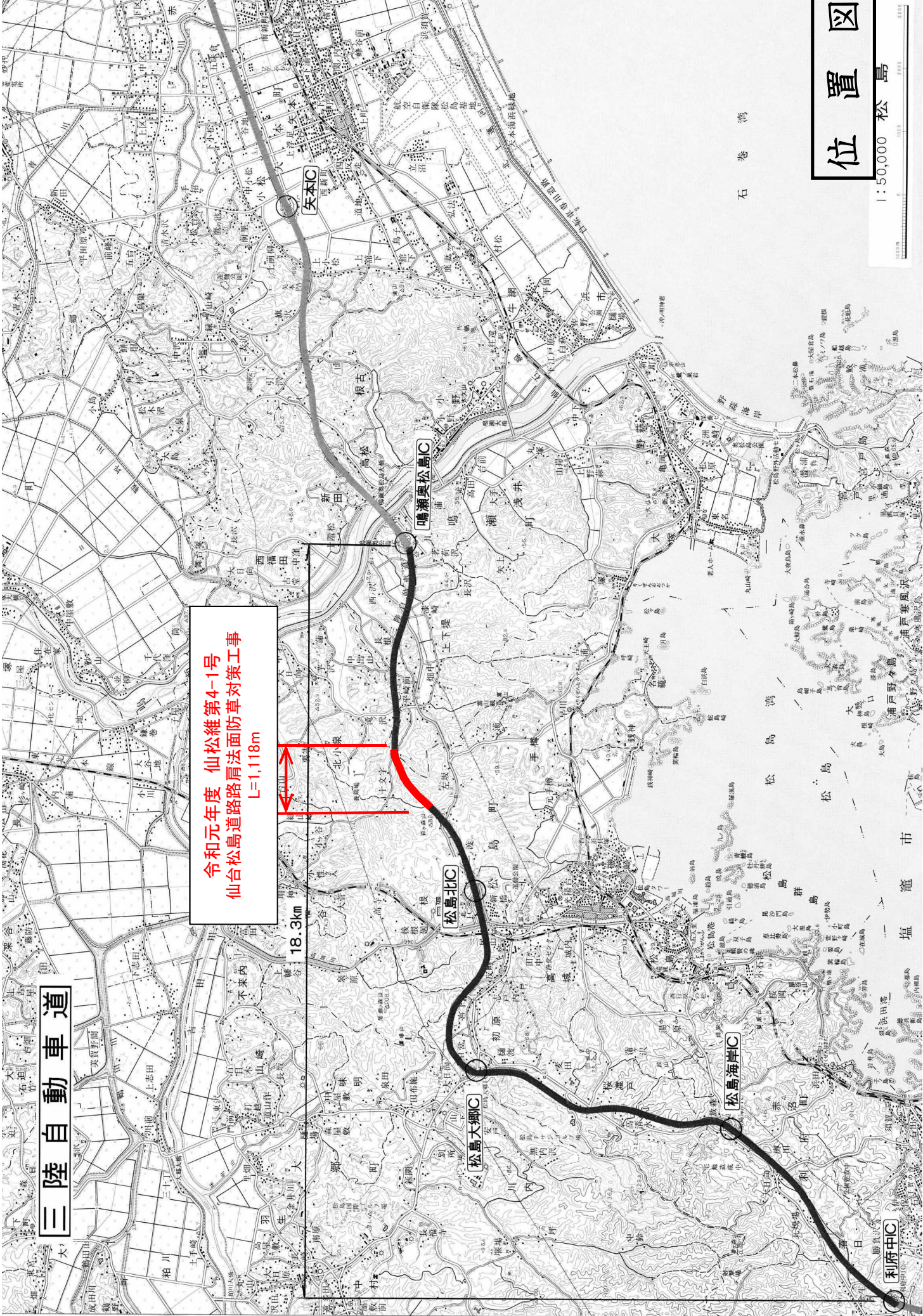
鳴瀬奥松島C

松島海岸C

利府中C

位置図

1:50,000 松島



— 特記仕様書 —

施工条件明示書

工事番号 令和元年度 仙松維第4-1号		工事名 仙台松島道路 路肩法面防草対策工事		事務所名 宮城県道路公社									
項 目		条 件		施 工 方 法									
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。											
2 主任技術者及び監理技術者（以下、配置技術者という。）の配置													
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」		☒	☐	令和 年 月 （「3 工程関係」に条件がない場合は、期日以前の着手も可能）									
		☒	☐	請負者が着手日を選択出来る工事（フレックス工事） 契約日から〇〇日以内 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。									
		☐	☒	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。（共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8）									
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。 http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk50.htm													
3 工程関係													
(1) 関連工事による施工時期の調整		☒	☐	松島管理事務所の道路保全業務等との調整									
(2) 施工時期による制限		☒	☐	官公庁の休日について、作業をおこなわないものとする。但、上記工事をおこなう必要が生じた時は協議事項とする。									
(3) 関係機関等との協議の未成立		☒	☐	高速道路交通警察隊との車線規制の協議									
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		☒	☐	上記の協議結果によっては条件が付されることがある。									
4 公害対策関係													
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		☒	☐	各関係法令、条例による									
5 安全対策関係													
(1) 交通安全施設等の指定		☒	☐	高速道路交通警察隊との協議・回答及び保安施設設置計画書による									
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		☒	☐	電気ケーブルが埋設されているので、試掘を行い確認すること。									
6 排水工関係													
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性		☒	☐										
7 建設副産物対策関係													
(1) 共通事項		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること（環境省または循環型社会推進課のHPを参照）。 <table> <tr> <td>処理・処分場所</td> <td>処理・処分方法</td> <td>距離</td> <td>制限時間</td> </tr> <tr> <td colspan="4">工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。</td> </tr> </table>				処理・処分場所	処理・処分方法	距離	制限時間	工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。			
処理・処分場所	処理・処分方法	距離	制限時間										
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。													
(2) 建設発生土 (表土剥取土)	処理・処分	☒	☐	仙台港改良土センター	35 km以内 8 時 30 分 ～ 17 時 0 分								
(3) 建設発生土以外の 建設副産物	処理・処分	☒	☐	コンクリート塊	km以内 時 分 ～ 時 分								
	処理・処分	☒	☐	アスファルト塊	km以内 8 時 30 分 ～ 17 時 00 分								
	処理・処分	☒	☐	仙北アスコン共同企業体	中間処理・再生資源化 11.5 km以内								
	処理・処分	☒	☐	建設発生木材	km 時 分 ～ 時 分								
	処理・処分	☒	☐	建設汚泥	km 時 分 ～ 時 分								
処理・処分	☒	☐	その他	km以内 時 分 ～ 時 分									
(4) 再生材の利用		☒	☐	種類・数量	再生As合材、再生砕石								
8 工事現場のイメージアップ		☒	☐	内容 イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。									
9 品質証明													
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象		☒	☐	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。									
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象		☒	☐	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。									
10 標準的な設計図書による発注方式		☒	☐	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。									
11 資材関係													
(1) 生コンクリート		生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。											
(2) 購入土		購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。											
(3) 宮城県グリーン製品の利用		必須	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。										
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。		☒	☐	2. 盛土材、埋め戻し材									
「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は環境政策課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出（電子メール）すること。		☒	☐	3. その他()									
		☒	☐	4. その他()									
(4) 県内産製品の使用		☒	☐	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html									
(5) 現場吹付法砕工		吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。											
12 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無													
(1) 「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事		☐ 対象	☒ 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係らず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等（いわゆる作文）の評価対象外とする。（「簡易型（施工計画型）」、「標準型」、「高度型」の場合） なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。									
(2) 実施された技術についての費用計上（設計変更）		☐ 対象	☒ 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる									

13 その他				
(1)舗装の下請制限について	○ある	●いい	土木工事共通特記仕様書第1編1－1－3によると。	
(2)「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無	○ある	●いい	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。	
(3)三者会議の対象の有無	○ある	●いい	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。	
(4)貸与資料の有無	○ある	●いい	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。	
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	○ある	●いい	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。	
(6)工事写真の電子化の対象の有無	●ある	●いい	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。	
(7)工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。			
(8)工事書類の簡素化の試行について	●ある	●いい	1.本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。 2.「宮城県土木部における工事書類簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿、材料確認書、段階確認書、立会願、夜間・休日作業届の書類を提出については、電子メール活用を基本とする。 3.これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。	

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件		内 容	施 行 方 法	備 考
14 積算基準及び設計単価の適用期日					
(1)積算基準及び設計単価の適用について	ある	いい	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。		
(2)工事請負契約締結後における設計単価の変更	ある	いい	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の設計単価とする。		
15 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用					
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	ある	いい	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。))について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:昼食及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部)においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。(道路改良工事) 1)共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 2)現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額)における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。		
(2)労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	ある	いい	本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
16 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更					
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	ある	いい	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、砕石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。 受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積り書 6 その他、必要と思われる事項		
17 施工箇所が点在する工事の間接費の積算					
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	ある	いい	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「〇〇地区(施工箇所〇〇、〇〇)、△△地区(施工箇所〇〇)、□□地区(施工箇所〇〇)(以下、対象地区という。))ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。		
18 その他					
(1)機械損料の補正について	ある	いい	本工事で使用するブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く)、バックホウ、ダンプトラック(建設専用ダンプトラックを除く)については運転1時間(日)当たりの損料に105/100を乗じている。		
(2)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	ある	いい	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の土砂・砕石の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、土砂・砕石の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(3)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	ある	いい	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工区区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.5 現場管理費:1.2		

特記事項

項 目	内 容	施 工 方 法	備 考
19 住民への配慮について			
(1) 工事区間における対応	・工事施工箇所は、三陸道供用区間を規制して施工するため、一般車との接触等事故を防止すること。	保安施設設置計画書を立案し、監督職員の承諾を得て、看板等を設置すること。	
(2) 現場内の管理	・交通規制区間内での施工となるので、資材等の飛散、重機等の本線部へのはみ出し等が無いように、現場内の管理を徹底すること。		
20 安全管理の徹底			
(1) 労働災害について	・工事請負者は工事の円滑な運営及び労働災害の防止に努めること。		
(2) 交通安全管理について	・本工事には、三陸道本線の交通規制の管理が必要であり、交通誘導員を配置し、交通安全確保に十分留意すること。 ・交通規制にあたっては、遠方からの視認性が高い、規制機材（電光表示・高反射材）を設置し、早めの交通誘導を行うように留意すること。 ・また、交通規制による渋滞が頻繁に発生する場合は、規制計画の見直しを行い、対策を講じること。	監督職員と協議の上施工すること。	
21 建設副産物の処理			
(1) 建設副産物処理の報告	・本工事で発生した建設副産物等の処理については、設計計上されていないものに関しても「建設廃棄物処理計画書」を作成すること。特に、現場発生材のはつり・舗装段における発生物の処理について記載すること。	建設廃棄物等を処理した場合は「建設廃棄物等処理結果報告書」、「マニフェスト」、「処理状況写真」を提出のこと	
(2) 建設副産物の取り扱いについて	・本工事において発生する建設副産物等の処理については、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書を作成し施工計画書に含めなければならない。	共通仕様書1-1-5に基づき施工計画書に明記すること	
22 安全費について			
(1) 安全費（積上げ）の計上について	・本工事の交通誘導員は、「仮設Gr設置～防草板設置～仮設Gr撤去」までの実施期間を72日間とし、その間、交通誘導員Aを1人／日、交通誘導員Bを1人／日計上している。なお、誘導員の人数については、協議の上変更対象とする。	保安施設設置計画書に交通誘導員の配置を明記すること。	
(2) 交通誘導員の適正配置について	・当該路線での交通誘導にあたっては、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者等を配置するものとする	教育の実施状況、受講証の写し等確認できる資料を監督職員に提出すること	
23 施工条件について			
(1) 埋設物調査について	・防草板設置施工前に人力試掘を20m間隔で行い、埋設ケーブル位置の確認を行うこと。		
(2) 契約書第18条に基づく協議について	・工事着手前後、速やかに契約書第18条に基づく事前調査、測量を実施し、設計図書の照査をおこない監督員へ協議（提出）すること。		
(3) 作業時間について	・作業可能時間としては、基本としてAM8:30～PM5:00(後片付け含む)時間とする。		
(4) 施工区間の規制について	・事線規制を行っている三陸道本線からの進入、退出は危険が伴うので、安全確保に留意すること。		
(5) 工事工程について	・本工事は、積雪時期までの完了を想定した施工数量としている。契約後に施工計画を立案し、積雪時期まで設計数量を施工することが難しい場合は、監督員と協議を行うこと。	監督職員と協議の上施工すること。	
(6) 設計仕様の基準について	・設計図書の防草板詳細図(切土部・盛土部)については参考図であり、監督員と協議または承諾のうえ施工するものとする。		
24 その他			
(1) 共通仕様書、マニュアルについて	内容について必ず確認すること 1. 共通仕様書(土木工事編Ⅰ) 2. 共通仕様書(土木工事編Ⅱ(共通特記仕様書)) 3. 土木設計マニュアル	宮城県土木部事業管理課のホームページを確認し最新版にて管理を行うこと	
(2) 暴力団等の排除について	1 乙が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施工。(以下、「排除要綱」と言う)。別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することができる。 2 乙は排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者に、この契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められたときは、当該下請契約等の解除を求めることができる。 3 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者(以下、「暴力団員等」という)。から不当要求を受けたときは、速やかに警察への通報をおこない、捜査上必要な協力をおこなうとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は被害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行延滞等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて工程の調整、工期の延長等の措置を講ずる。		
(3) 成果品について	・印刷物の他、工事完成書類の各種納品物を電子データとして電子媒体に納め、提出するものとする。	監督職員と協議の上提出すること。	
(4) 刈草処分について	・刈草処分については、過去の実績から想定した数量としているが、処理伝票による実績精算とします。	監督職員と協議の上提出すること。	
(5) 有料道路の料金について	・有料道路料金については、松島北IC～鳴瀬奥松島IC間に軽自動車72台、普通車360台、中型車216台、大型車72台を計上している。なお、有料道路料金については、利用実績(領収書)に基づき精算するので、一般レーンを走行して現金精算すること。	監督職員と協議の上提出すること。	
(6) 使用材料、施工方法について	・使用材料、施工方法について、設計図書に記載されているものと同等品以上のものを使用することとするが、現地調査により、別の材料、別の工法で施工する場合については、監督職員と協議するものとする。	監督職員と協議の上提出すること。	

工事数量総括表(本01)

工事名	仙台松島道路 路肩法面防草対策工事				道路維持・修繕 道路維持					
工事区分・工種・種別・細別					規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持										
道路土工								1		
								1		
								1		
掘削工								1		
								1		
床掘					土砂			90		
								90		
人力掘削 (試掘)					土砂			5		
								5		
法面整形工								1		
								1		
法面整形 (切土部)					現場制約:無し,土質:ㇿ質土、砂及び砂質土、粘性土			750		
								750		
法面整形 (盛土部)					法面締固め:有り,現場制約:無し			460		
								460		
残土処理工								1		
								1		
土砂等運搬					土質:土砂 (岩塊・玉石混り土含む)			90		
								90		
残土等処分								90		
								90		

工事数量総括表(本01)

工事名	仙台松島道路 路肩法面防草対策工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
法面工							
防草板工			式		1		
防草板 (切土部)		基礎ブロック・基礎砕石・コンクリートシール含む	m		375		
防草板 (盛土部)		基礎砕石・コンクリートシール含む	m		723		
除草工			式		1		
道路除草工			式		1		
道路除草 (複合)		作業形態:機械除草 (肩掛式)・集草・積込運搬	m2		2, 060		
刈草処分			kg		5, 360		
舗装工			式		1		
オーバーレイ工			式		1		
路肩表層工		ポーラスAs (13) t=5cm	m2		1, 900		

工事数量総括表(本01)

工事名	仙台松島道路 路肩法面防草対策工事	規格	単位	数量 (前回)	事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
						数量増減	摘要
レベリング工		再生粗粒度As(20) 平均t=7cm	m2		2, 240		
端部切削工			m2		340		
クラック処理 (シート張)		W=0. 3m	m		80		
排水構造物工			式		1		
集水桝・マンホール工			式		1		
集水桝嵩上工		内700x600 外1000x900x150H 重量160k	基		17		
集水桝嵩上工		内700x750 外1000x1050x150H 重量176k	基		2		
集水桝嵩上工		内800x600 外1100x900x150H 重量170k	基		6		
集水桝嵩上工		内800x900 外1100x1200x150H 重量199k	基		1		
防護柵工			式		1		
路側防護柵工			式		1		

工事数量総括表(本01)

工事名	仙台松島道路 路肩法面防草対策工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
ガードレール撤去					723		
ガードレール再設置		ガードレール規格(標準型・土中用):メッキ品 Gr-A-4E, 施工規模:100m以上, 曲線部補正:無	m		723		
道路付属施設工							
			式		1		
道路付属物工					1		
			式				
視線誘導標撤去・設置(購入)		土中建込 反射体径φ100以下、支柱径φ34	本		19		
視線誘導標撤去・設置(購入)		Gr取付用 反射体径φ100以下	本		36		
区画線工							
			式		1		
区画線工					1		
溶融式区画線		施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:実線 20cm, 塗布厚:1.0mm, 排水性舗装:有り	m		1, 120		
縁石工							
			式		1		
縁石工							
			式		1		

工事数量総括表(本01)

工事名	仙台松島道路	路肩法面防草対策工事	事業区分 工事区分			道路維持・修繕 道路維持	摘要	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減		
	アスカーブ	材料種類：再生細粒度アスファルト混合物（13），断面積：280cm2以上300cm2未満	m		1, 120			
	構造物撤去工		式		1			
	縁石撤去工		式		1			
	アスカーブ撤去		m		1, 120			
	運搬処理工		式		1			
	AS殻運搬処理		m3		23			
	仮設工		式		1			
	仮設ガードレール		式		1			
	仮設ガードレール設置	ガード	m		950			
	仮設ガードレール撤去	ガード	m		950			
	仮設ガードレール損料・整備費	950m	式		1			

工事数量総括表(本01)

工事名	仙台松島道路 路肩法面防草対策工事				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
仮設非常停車帯					1		
仮設非常停車帯設置		H鋼が`ート`レベル	式		60		
仮設非常停車帯撤去		H鋼が`ート`レベル	m		60		
仮設が`ート`レベル損料・整備費		60m	式		1		
交通管理工			式		1		
交通誘導警備員		A	式		1		
交通誘導警備員		B	式		1		
交通規制工			式		1		
交通規制機材			式		1		
有料道路料金			式		1		
有料道路料金			式		1		

工事数量総括表(本01)

工事名	仙台松島道路 路肩法面防草対策工事					事業区分 工事区分		道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要		
直接工事費									
共通仮設			式		1				
共通仮設費			式		1				
運搬費			式		1				
建設機械運搬費			式		1				
仮設材運搬費		L=40km以内 ミニカート	式		1				
仮設材運搬費		L=40km以内 H鋼Gr	式		1				
共通仮設費 (率計上)			式		1				
純工事費			式		1				
現場管理費			式		1				
工事原価			式		1				

